

議案第 15 号

市道路線の変更について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 5 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

路線調書

新旧	番号	路線名称	起点 (から) 終点 (まで)	延長 (m)	幅員 (m)	備考
新	1774	御幸辻駅前3号線	橋本市御幸辻566番14 橋本市御幸辻566番5	20.8	3.5	
旧	1774	御幸辻駅前3号線	橋本市御幸辻566番3地先 橋本市御幸辻566番3地先	20.8	4.0	
新	1775	御幸辻駅前4号線	橋本市御幸辻569番13 橋本市御幸辻573番2	38.5	6.0	車道 3.5 歩道 2.5
旧	1775	御幸辻駅前4号線	橋本市御幸辻569番2地先 橋本市御幸辻573番2地先	38.5	4.0	